

## 令和8年度トライアル雇用就農促進事業 Q&amp;A

番号 (全体)	分類	質問	回答
1	目的	事業の目的いかな。	以下の内容を目的として、実施します。 ・就農に関心があり、正規雇用により就農する意思を示している者が、農業にチャレンジしやすい環境を作り、就農希望者を増加させる ・農業法人等における雇用の経験を増やす ・互いの条件を確認した上での就農を促すことで定着率を向上させる ・ミスマッチが発生した際に、別経営体でのマッチングをすることにより、正規雇用への移行に繋げ、農業界への人材定着を促す
2	取組内容	職業紹介事業に該当するか。	職業紹介事業に該当する内容が含まれるため、許可を受けた者と連携(業務委託や間接補助)して事業に取り組んでいただく必要があります。
3	取組内容	連携する職業紹介所について、有料職業紹介・無料職業紹介の制限はあるか。	職業紹介事業者としての許認可を受けている機関であれば、有料・無料どちらでも構いません。
4	取組内容	取組内容のうち、必須の取組はあるか。	必須の取組はありませんが、事業を効果的に実施する観点から、求人情報の調査、就農希望者の募集、農業法人等と就農希望者のマッチング、トライアル雇用就農期間中のフォローアップは、一体的に行っていただくことが望ましいと考えています。 (採択の審査においては、取組内容がより幅広い計画に対して高いポイントを付与することになっています)
5	取組内容	取組範囲は県域か。 一部地域での取組や県域を越えた取組も可能か。	県域での取組を想定しています。 一部地域に限定した取組も可能ですが、広域性・波及性の観点から、審査で不利となる場合があります。 県域を越えた取組についても行っていただいても構いませんが、フォローアップ活動等を行う観点から、事業の運営・管理が可能な範囲を検討の上、申請ください。
6	取組内容	トライアル雇用就農は、農業法人等と就農希望者が直接雇用契約を結ぶ必要があるのか。(都道府県等が委託した企業からの人材派遣は支援対象となるか)	農業法人等における雇用の経験を増やすという目的もあることから、直接契約を結んでいただく必要があります。(人材派遣は支援対象外)
7	要件	都道府県以外が取組主体となることは可能か。	県域で活動できる組織であれば、民間団体でも取組主体となれる仕組みとしています。 また、民間団体が取組主体となる場合には、計画内の「関係機関」欄に都道府県が位置付けられ公益性が担保されていることを条件とします。
8	要件	就農希望者は、県外・地域外に居住する者でも構わないか。	就農希望者の居住地域に制限はありませんが、トライアル雇用終了後に正規雇用される意思があることが条件になるため、通勤等の困難が想定される場合は、通勤手段や転居の意向について、確認してください。

## 令和8年度トライアル雇用就農促進事業 Q&A

番号 (全体)	分類	質問	回答
9	要件	農業法人等や就農希望者の活用回数の制限はあるか。	農業法人等が就農希望者を受け入れる回数については、制限はありません。 就農希望者については、3か月のトライアル雇用期間内に正規雇用に移行できなかった場合、再度本事業の対象とすることはできません。
10	助成対象	具体的にどのような用途を想定しているのか。	求人情報の調査や就農希望者の募集、マッチングやフォローアップ活動に必要な人件費、マッチングのためのチラシの作成やイベント開催、農業者に対する初期経費支援等を想定しています。
11	助成対象	助成対象経費の「賃金」は、トライアル雇用中の就農希望者の賃金も対象となるか。	就農希望者に対して支払う賃金等は助成対象になりません。 助成対象となる賃金は、取組主体等が事業の実施のために臨時に雇用した者に対する実働対価となります。
12	助成対象	備品の購入は対象となるか。	備品の購入は助成対象になりません。 【実施要綱 別表1】
13	助成対象	農業法人等に支払う助成費の考え方がいかに。	労災保険の加入手続き等、就農希望者の雇用に係る初期経費に対する支援として、就農希望者1人当たり2万円/月(最大3か月)を支援することとしています。 【実施要綱 別表1】
14	助成対象	農業法人等に支払う助成費について、2万円/月以上の単価を支払うことは可能か。	本事業の助成対象となるのは、最大2万円/月(3か月以内)となります。 なお、都道府県単独予算等の独自財源を措置し、(就農希望者の賃金相当分等の)上乘せ支援を行うことについては問題ありません。
15	助成対象	助成費の要件の1か月の考え方について、毎月1日～月末日までの在籍をもって判断すればよいか。	かならずしも、「毎月1日開始～月末日×」とする必要はありません。事業のスキームに合わせて、「在籍期間30日以上」や「週●日勤務×4週間」等、妥当な判断基準を決めてください。
16	助成対象	農業法人等への助成費の支払について、根拠資料の確認は必要か。	雇用契約があること及び労災保険に加入していることを、根拠資料により確認ください。 勤務状況等の確認は、必要に応じて実施していただくことで構いません。(必須ではない。)
17	助成対象	助成対象経費に消費税は含まれますか。	消費税の仕入税額控除を受ける事業者は、補助金申請額から当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請いただくことになります。
18	補助上限	他の助成金と重複して、本事業の助成を受けることは可能か。	本事業と助成対象が重複する他の助成金については、重複して助成を受けることはできません。 助成対象となる経費が本事業と異なる場合(例:本事業の助成対象とならない就農希望者の賃金相当への支援、等)については、問題ありません。
19	補助上限	複数県をまたいだ取組の場合、支援上限は1,000万円×取組県数となるか。	取組主体が同一の場合、複数県をまたいだ取組であっても、申請上は1件として扱うため、支援上限は1,000万円となります。

## 令和8年度トライアル雇用就農促進事業 Q&A

番号 (全体)	分類	質問	回答
20	審査	審査はどのような基準で行われますか。	公募要領の審査基準に基づいて、事務局が審査を行い、審査委員会において最終審査を行います。
21	審査	審査委員会の構成員は。	全国農業会議所において、農業や雇用に関する専門知識を有する者を選定し、委員として委嘱します。 なお、審査委員の具体名は公表しないこととしております。
22	成果	正規雇用への移行が、成果目標として求められるか。	トライアル雇用から正規雇用への移行を事業の目的としいるため、その実績等は報告いただきますが、要件や必須の成果目標等として設定する予定はありません。
23	その他	公募のスケジュールは。	4月10日(金)～4月17日(金)で公募を実施し、4月下旬に審査を行う予定です。
24	その他	追加公募はあるか。	予算額に残余がある場合、随時、追加で公募を行う可能性があります。
25	その他	都道府県が取組主体となる場合、公募時点で予算措置等が確定していないが、要望を提出しても構わないか。	構いません。 なお、採択後、交付申請を行うまでには、予算措置を完了いただく必要があります。(予算措置できない場合は、採択取消となります。)
26	その他	2つ以上の機関に業務委託することは可能か。	可能ですが、適切性を審査できるよう、必要性や各機関の役割等を整理のうえ取組計画を作成ください。
27	その他	委託ではなく、補助金で支出することは可能か。	令和8年度からは、委託だけでなく、取組主体から間接補助事業者に対して、補助金として交付することも可能とします。
28	その他	いつから事業に着手することができるのか。	事業実施主体から交付決定の通知を受ければ、事業に着手できます。なお、交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を事業実施主体に提出することで、事業の着手が可能になります。
29	その他	助成費を農業法人等に概算払いすることは可能か。	可能ですが、できる限りトライアル雇用を行った実績を確認した上で、実績払いとしていただくことが望ましいと考えます。
30	その他	外国人技能実習生をトライアル雇用することは可能か。	外国人技能実習生は、あらかじめ実習計画を作成して雇用する必要があるため、トライアル雇用を踏まえて正規雇用へ移行するかどうかを判断する本事業のスキームには、制度がそぐわないことから、対象とすることは難しいと考えます。

## 令和8年度トライアル雇用就農促進事業 Q&A

番号 (全体)	分類	質問	回答
31	その他	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートについて、事業に参加する農業法人等にも提出いただく必要があるか。	クロスコンプライアンスチェックシートは、取組主体となる都道府県又は民間団体等から提出いただきます。 農業法人等からの提出は必要ありません。 【実施要綱 別紙様式第10号】
32	その他	雇用就農資金との併給は可能か。	雇用就農資金は、「無期の正規雇用されてから4か月以上」の要件があるため、本事業と同時に受給対象となることはありません。 トライアル雇用後に正規雇用へ移行した場合、正規雇用から4か月以降に雇用就農資金に申請することは可能です。 なお、この「4か月」には、本事業によるトライアル雇用期間を含めることが可能です。